

令和7年5月21日

前回計画時からの変更箇所は
赤字で記載しております。

明石市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
明石市においては、神戸方面や姫路方面への東西の移動は、主に2つの鉄道路線（JR・山陽電鉄）が担い、南北の移動は、路線バス、路線バスが運行していない市西部地域ではコミュニティバスが担い、市の多くのエリアにおいて公共交通によるネットワークを形成している。 また、鉄道駅からの通勤や通学をはじめ、通院や買物等の日常生活において、明石市及び周辺市町の住民が利用する、複数市町にまたがるバス路線は必要不可欠な交通手段となっている。 このため、地域公共交通確保維持事業により、鉄道駅を基点とした複数市町をまたがる路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標 ・対象7路線の利用者数を2,080,000人以上（直近年度の実績2,056,100人）とする。 ・対象7路線の収支率を77%以上（直近年度の実績76.1%）とする。
（2）事業の効果 対象路線を維持することにより、明石市と東播地区、北播地区及び神戸市西部エリアがそれぞれ鉄道駅を基点として結ばれ、沿線住民の通勤や通学、買物等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、鉄道との連携が図られることで広域な移動も可能となり、外出促進や地域活性化、さらには観光の促進にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・並走路線の再編による需要の集約（事業者） ・鉄道や路線バス、コミュニティバスなど公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップを作成し、窓口等に設置、希望者へ配布（明石市） ・路線バス沿線の小学校において、モビリティマネジメント（出前講座）を実施（明石市、事業者）（明石市総合交通計画 P61 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添、表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添、表 2 のとおり 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、明石市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する明石市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
-該当なし-
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
別添、表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添、「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとおりに
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
-該当なし-
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっていたことから、利用者の安全性確保のために令和 5 年度で 3 両を新規購入し、更新を行なっている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

・主な対象となる2路線について下記のとおりとする <u>社～明石線</u> ・利用者数を320,000人以上（直近年度の実績316,971人）とする。 ・収支率を65%以上（直近年度の実績63.6%）とする。 <u>明石～土山線</u> ・利用者数を450,000人以上（直近年度の実績427,113人）とする。 ・収支率を67%以上（直近年度の実績65.2%）とする。
（2）事業の効果
補助対象路線を走行している車両のうち、老朽化が進んだ車両を更新することで、より安全で快適な走行が可能となり、沿線住民にとって日常生活に必要な移動手段を、安心して利用することができる環境を確保・維持することにつながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
別添、表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する社～明石線等の車両の取得について、購入費用総額26,070千円/台のうち、明石市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
-該当なし-
（2）事業の効果
-該当なし-
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-該当なし-
18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年12月15日 協議会設置

令和6年 6月 3日～令和6年 6月14日 計画の変更、費用負担について協議

令和7年 3月 3日～令和7年 3月17日 計画の変更、ダイヤ改正について協議

令和7年 5月21日 計画の変更、費用負担について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

路線バスについて、令和6年4月のダイヤ改正にあたり、自治会等の代表者からまちづくり協議会にて事前に説明を行い、個別に説明を求められた地区へは訪問して説明した。

コミュニティバスである「たこバス」の拡大を望む声は一定あるものの、現状で路線バスとのすみわけによる均衡が図られていることから、今後も、路線バス、コミュニティバスとも、その路線網や運行本数などのサービス水準をできる限り維持することに重点を置いている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

(所 属) 明石市都市局都市整備室都市総務課

(氏 名) 井上

(電 話) 078-918-5035

(e-mail) kousei@city.akashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (明石市)	神姫バス株式会社	(1) 土山駅～川北口～母里(10)	394.0	
		(2) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	274.5	
		(3) 社～三木営業所～明石駅前(12)	1,979.0	
		(4) 明石駅前～学園都市駅前～名谷駅前(14)	179.0	
		(5) 三木営業所～硯町～明石駅前(18)	1,150.5	
		(6) 明石駅前～西明石駅～土山駅(19)	17,451.0	
		(7) 大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前(21)	595.5	
合 計			22,023	

表 1

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	神姫バス株式会社	表 2	令和 8 年度
------	----------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km					経常収支率 89.27 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km					経常収支率 86.62 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R4
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ)	8,538,706千円	
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ)	10,379,262千円	
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,751,397.0 km					経常収支率 82.26 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	459円.44銭	426円.57銭	426円.57銭	32円.87銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	554円.21銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	28.61%
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運 行日数	計画運行回数 ()	計画平均 乗車密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ								オ＋チ＋ク
							①＝カッコ内	②	①×② ＝③						リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ワ	
	10		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)	往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%	% 93.506
			加古川市								往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.5km 復0.5km	0.5km		6.493
			稲奥町								往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.5km 復0.5km	0.5km		84.415
			播磨町								往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.2km 復0.2km	0.2km		2.597
											往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.2km 復0.2km	0.2km		
	11		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)	往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%	% 94.047
			加古川市								往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.5km 復0.5km	0.5km		5.952
			稲奥町								往8.4km 復8.4km	8.4km					往7.2km 復7.2km	7.2km		85.714
			播磨町								往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.2km 復0.2km	0.2km		2.380
											往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.2km 復0.2km	0.2km		
	12		社～三木営業所 ～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,745.0回 (10.2回)	7.0	71.4人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)	往16.4km 復16.4km	(平均) 16.4km		(平均)	%	% 55.068
			加東市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往4.5km 復4.5km	4.5km		12.328
			小野市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往10.1km 復10.1km	10.1km		27.671
			三木市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往5.5km 復5.5km	5.5km		15.068
											往36.5km 復36.5km	36.5km					往5.5km 復5.5km	5.5km		
(18)			三木営業所～現 町～明石駅前	三木営業所	現町	明石駅前	365日	3,158.0回 (8.6回)	7.0	60.2人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)	往16.4km 復16.4km	(平均) 16.4km		(平均)	%	% 21.531
			三木市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往4.5km 復4.5km	4.5km		21.531

	(10)	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	7,942.5回 (21.7回)	5.7	123.6人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)	往13.8km 復13.4km	(平均) 13.6km		(平均)	往0.2km 復0.2km		(平均)	%	%
		播磨町								往14.0km 復13.6km	13.8km					往0.2km 復0.2km		0.2km			%	1.449
	計	5系統								往87.5km 復87.1km	(平均) 87.3km		(平均)	往47.6km 復47.2km	(平均) 47.4km		(平均)			(平均)	%	%
	(10)	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)	往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)			(平均)	%	%
		明石市								往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.5km 復0.5km		0.5km			%	6.493
	(11)	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)	往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)			(平均)	%	%
		明石市								往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.5km 復0.5km		0.5km			%	5.952
	(12)	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	365日	3,745.0回 (10.2回)	7.0	71.4人	往36.5km 復36.5km	(平均) 36.5km		(平均)	往20.1km 復20.1km	(平均) 20.1km		(平均)			(平均)	%	%
		神戸市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往13.3km 復13.3km		13.3km			%	44.931
		明石市								往36.5km 復36.5km	36.5km					往3.1km 復3.1km		3.1km			%	8.493
	14	明石駅前～学園都市駅前～名谷駅前	明石駅前	学園都市駅前	名谷駅前	365日	2,428.0回 (6.6回)	7.4	48.8人	往20.4km 復20.6km	(平均) 20.5km		(平均)							(平均)	%	%
		明石市								往20.4km 復20.6km	20.5km					往1.6km 復1.6km		1.6km			%	100.000
		神戸市								往20.4km 復20.6km	20.5km					往18.8km 復19.0km		18.9km			%	92.195
	18	三木営業所～硯町～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	365日	3,158.0回 (8.6回)	7.0	60.2人	往20.9km 復20.9km	(平均) 20.9km		(平均)	往4.5km 復4.5km	(平均) 4.5km		(平均)			(平均)	%	%
		神戸市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往13.3km 復13.3km		13.3km			%	78.468
		明石市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往3.1km 復3.1km		3.1km			%	63.636
		明石市								往20.9km 復20.9km	20.9km					往3.1km 復3.1km		3.1km			%	14.832
	19	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	7,942.5回 (21.7回)	5.7	123.6人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)	往0.2km 復0.2km	(平均) 0.2km		(平均)			(平均)	%	%
		明石市								往14.0km 復13.6km	13.8km					往13.8km 復13.4km		13.6km			%	98.550
	21	大久保駅～岩間出張所～西神中央駅前	大久保駅	岩間出張所	西神中央駅前	365日	4,554.5回 (12.4回)	8.8	108.1人	往18.7km 復18.7km	(平均) 18.7km		(平均)							(平均)	%	%
		明石市								往18.7km 復18.7km	18.7km					往3.2km 復3.2km		3.2km			%	100.000
		神戸市								往18.7km 復18.7km	18.7km					往15.5km 復15.5km		15.5km			%	17.112
		神戸市								往18.7km 復18.7km	18.7km					往15.5km 復15.5km		15.5km			%	82.887
	計	7系統								往126.6km 復126.4km	(平均) 126.5km		(平均)	往39.9km 復39.9km	(平均) 39.9km		(平均)			(平均)	%	%
	合計	12系統								往214.1km 復213.9km	(平均) 213.8km		(平均)	往87.5km 復87.1km	(平均) 87.3km		(平均)			(平均)	%	%

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 別 措 置 (「チー」(リ+文)÷ 「チ」=デ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 力	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象系統の 経常収益の見込 額			
					補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合															
					3ヵ年平均			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
					基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の算定に用い る増収分 f×コ÷(1+コ)× フ=g	経常収益増減額 ケとのいずれか少 ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4. の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノーh=ノ (d+e)÷3=ノ	経常収益 ヤ ^h	実車走行 キロ マ ^h	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^h ÷マ ^h =d	経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e =e	経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e		ノ×フ以上の額 ヨ		
	10		93.506%	90,667.5km	38,676,035円	272円.61銭	74円.89銭	32円.87銭	272円.61銭	305円.48銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8 km	336円.67銭	24,716,867円
	11		94.047%	127,302.0km	54,303,214円	354円.03銭	93円.96銭	32円.87銭	354円.03銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4 km	422円.41銭	45,068,727円
	12		55.068%	273,385.0km	116,617,839円	256円.08銭	68円.84銭	32円.87銭	256円.08銭	288円.95銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	84,857,920円	274,188.0 km	309円.48銭	70,008,430円
	(18)		21.531%	132,004.4km	56,308,116円	309円.03銭	82円.73銭	32円.87銭	309円.03銭	341円.90銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	66,066,251円	177,629.1 km	371円.93銭	40,793,319円
	(19)		1.449%	219,673.2km	93,705,996円	265円.35銭	70円.59銭	32円.87銭	265円.35銭	298円.22銭	76,254,364円	274,282.0 km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0 km	299円.31銭	80,068,628円	252,296.8 km	317円.35銭	58,290,283円
	合計			843,032.1km	359,612,200円						275,839,095円	936,659.9km		291,804,510円	932,697.6km		314,575,358円	920,572.1km		238,877,626円
東 阪 神	(10)		6.493%	90,667.5km	41,656,276円	305円.48銭	74円.89銭		305円.48銭	305円.48銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8 km	336円.67銭	27,697,107円
	(11)		5.952%	127,302.0km	58,487,630円	386円.90銭	93円.96銭		386円.90銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4 km	422円.41銭	49,253,143円
	(12)		44.931%	273,385.0km	125,604,004円	288円.95銭	68円.84銭		288円.95銭	288円.95銭	73,903,799円	268,285.5 km	275円.46銭	77,252,552円	274,005.5 km	281円.93銭	84,857,920円	274,188.0 km	309円.48銭	78,994,595円
	14		100.000%	93,548.0km	42,979,693円	410円.29銭	94円.45銭		410円.29銭	410円.29銭	40,970,020円	106,102.6 km	386円.13銭	41,045,852円	97,685.0 km	420円.18銭	41,594,959円	97,965.0 km	424円.58銭	38,381,808円
	18		78.468%	132,004.4km	60,648,101円	341円.90銭	82円.73銭		341円.90銭	341円.90銭	56,901,969円	179,635.5 km	316円.76銭	59,661,557円	177,023.0 km	337円.02銭	66,066,251円	177,629.1 km	371円.93銭	45,132,304円
	19		98.550%	219,673.2km	100,926,655円	298円.22銭	70円.59銭		298円.22銭	298円.22銭	76,254,364円	274,282.0 km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0 km	299円.31銭	80,068,628円	252,296.8 km	317円.35銭	65,510,941円
	21		100.000%	170,338.3km	78,260,228円	418円.58銭	105円.15銭		418円.58銭	418円.58銭	109,441,582円	297,760.1 km	367円.54銭	101,916,155円	245,287.9 km	415円.49銭	97,379,361円	205,999.2 km	472円.71銭	71,300,205円
	合計			1,106,918.4km	508,562,587円						426,250,697円	1,340,522.6 km		434,766,517円	1,275,670.5 km		453,549,678円	1,224,536.3 km		376,270,103円

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	特 別 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の値	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との組合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が人 未満の路線	補助対象経費	ウの負担者とその負担割合															
										計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要				
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担						
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合					
	10		13,959,168円	17,404,215円	13,959,168円	13,052,659円	13,052,659円	11,350,138円	11,350 千円	5,675.0千円	16,939,409円	11,264,409円													
	加古川市						906,368円		788 千円	394.0千円	1,099,875円	705,875円	39,400円	5.6%	354,600円	50.2%						311,875円	44.2%		
	稲美町						11,783,631円		10,246,635円	10,246 千円	5,123.5千円	14,299,402円	9,175,902円	512,350円	5.6%	4,611,150円	50.3%						4,052,402円	44.1%	

	播磨町				382,519円		315,233円	315 千円	157.5千円	439,916円	282,416円	15,750円	5.6%	141,750円	50.2%			124,916円	44.2%	
	11	9,234,487円	24,436,446円	9,234,487円	8,684,757円	8,684,757円		8,684 千円	4,342.0千円	13,418,903円	9,076,903円									
	加古川市				549,636円			549 千円	274.5千円	798,693円	524,193円	27,450円	5.2%	247,050円	47.1%			248,693円	47.7%	
	稲美町				7,915,248円			7,915 千円	3,957.5千円	11,501,878円	7,544,378円	395,750円	5.2%	3,561,750円	47.2%			3,586,878円	47.6%	
	播磨町				219,780円			219 千円	110.0千円	319,369円	209,369円	11,000円	5.3%	99,000円	47.3%			99,369円	47.4%	
	12	46,609,409円	52,478,027円	46,609,409円	25,666,869円	25,666,869円		25,666 千円	12,833.0千円	55,595,574円	42,762,574円									
	加東市				5,746,007円			5,746 千円	2,873.0千円	6,853,822円	3,980,822円	287,300円	7.2%	2,585,700円	65.0%			1,107,822円	27.8%	
	小野市				12,897,289円			12,897 千円	6,448.5千円	15,383,851円	8,935,351円	644,850円	7.2%	5,803,650円	65.0%			2,486,851円	27.8%	
	三木市				7,023,105円			7,023 千円	3,511.5千円	8,377,141円	4,865,641円	351,150円	7.2%	3,160,350円	65.0%			1,354,141円	27.8%	
	(18)	15,515,797円	25,339,102円	15,515,797円	3,340,706円	3,340,706円		3,340 千円	1,670.0千円	19,854,782円	18,184,782円									
	三木市				3,340,706円			3,340 千円	1,670.0千円	4,274,933円	2,604,933円	167,000円	6.4%	1,503,000円	57.7%			934,933円	35.9%	
	(19)	35,415,713円	42,167,698円	35,415,713円	513,173円	513,173円		513 千円	256.5千円	42,636,372円	42,379,872円									
	播磨町				513,173円			513 千円	256.5千円	617,801円	361,301円	25,650円	7.1%	230,850円	63.9%			104,801円	29.0%	
	計	120,734,574円	161,825,488円	120,734,574円	51,257,482円	51,258,164円	11,350,014円	49,551 千円	24,776.5千円	63,966,681円	39,190,181円	2,477,650円	6.3%	22,298,850円	56.9%			14,413,681円	36.8%	
京 阪 神	(10)	13,959,169円	18,745,324円	13,959,169円	906,368円	906,368円	788,146円	788 千円	394.0千円	13,959,169円	13,565,169円									
	明石市				906,368円		788,146円	788 千円	394.0千円	906,368円	512,368円	39,400円	7.7%	354,600円	69.2%			118,368円	23.1%	
	(11)	9,234,487円	26,319,433円	9,234,487円	549,636円	549,636円		549 千円	274.5千円	9,234,487円	8,959,987円									
	明石市				549,636円			549 千円	274.5千円	549,636円	275,136円	27,450円	10.0%	247,050円	89.8%			636円	0.2%	
	(12)	46,609,409円	56,521,801円	46,609,409円	20,942,073円	20,942,073円		20,942 千円	10,471.0千円	46,609,409円	36,138,409円									
	神戸市				16,983,536円			16,983 千円	8,492.0千円	16,983,536円	8,491,536円	849,200円	10.0%	7,642,336円	90.0%					
	明石市				3,958,537円			3,958 千円	1,979.0千円	3,958,537円	1,979,537円	197,900円	10.0%	1,781,100円	90.0%			537円		
	14	4,597,885円	19,340,861円	4,597,885円	4,597,885円	4,597,885円		4,597 千円	2,298.5千円	4,597,885円	2,299,385円									
	明石市				358,818円			358 千円	179.0千円	358,818円	179,818円	17,900円	10.0%	161,100円	89.6%			818円	0.4%	
	神戸市				4,239,020円			4,239 千円	2,119.5千円	4,239,020円	2,119,520円	211,900円	10.0%	1,907,600円	90.0%			20円		
	18	15,515,797円	27,291,645円	15,515,797円	12,174,935円	12,174,935円		12,174 千円	6,087.0千円	15,515,797円	9,428,797円									
	神戸市				9,873,632円			9,873 千円	4,936.5千円	9,873,632円	4,937,132円	493,600円	10.0%	4,442,900円	90.0%			632円		
	明石市				2,301,303円			2,301 千円	1,150.5千円	2,301,303円	1,150,803円	115,050円	10.0%	1,035,450円	90.0%			303円		
	19	35,415,714円	45,416,994円	35,415,714円	34,902,186円	34,902,186円		34,902 千円	17,451.0千円	35,415,714円	17,964,714円									
	明石市				34,902,186円			34,902 千円	17,451.0千円	34,902,186円	17,451,186円	1,745,100円	10.0%	15,705,900円	90.0%			186円		
	21	6,960,023円	35,217,102円	6,960,023円	6,960,023円	6,960,023円		6,960 千円	3,480.0千円	6,960,023円	3,480,023円									
	明石市				1,190,999円			1,190 千円	595.5千円	1,190,999円	595,499円	59,550円	10.0%	535,949円	90.0%					
	神戸市				5,768,954円			5,768 千円	2,884.5千円	5,768,954円	2,884,454円	288,450円	10.0%	2,596,004円	90.0%					
	計	132,292,484円	228,853,160円	132,292,484円	81,032,989円	81,033,106円	788,146円	80,909 千円	40,456.0千円	81,032,989円	40,576,989円	4,045,500円	10.0%	36,409,989円	89.7%			121,500円	0.3%	
	合計	253,027,058円	390,678,648円	253,027,058円	132,290,451円	132,291,270円	12,138,160円	130,460 千円	65,232.0千円	144,999,670円	79,767,170円	6,523,150円	8.2%	58,708,839円	73.6%			14,535,181円	18.2%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自賠第55号によると、なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の(前々年度(基準期間)の損益状況)の欄」、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に反し合い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。なお、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「(リ)」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をい。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。

21「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均集車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
 4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表 4

[illegible]

--	--	--	--

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
10	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、対前年で収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②明石市・播磨町・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
11	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・播磨町・稲美町・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
12	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤加東市・三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 ⑥西脇市・加東市内の地域内フィーダー交通との連携による需要創出 ⑦沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社 ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社 ⑦沿線5市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑦など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする
14	明石駅前～伊川谷駅～名谷駅前	明石駅前	学園都市駅前	名谷駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④神戸市バス統合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の見直し ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
18	三木営業所～硯町～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④三木市・明石市・神姫バス株式会社 ⑤三木市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
19	明石駅前～岩間出張所～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	①沿線の買い物・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続(大久保駅への乗入れによる鉄道との接続強化と駅前施設へのアクセシビリティ向上) ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。大久保駅・土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①明石市・神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
21	大久保駅～岩間出張所～西明石駅～中央駅前	大久保駅	岩間出張所前	西神中央駅前	①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④神戸市バス統合区間における、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利用しやすいダイヤ設定の見直し ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。大久保駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑥沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤明石市・神姫バス株式会社 ⑥明石市・神戸市・神姫バス株式会社 ⑦神戸市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

表 6

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・22号
	2	社～三木営業所～明石駅前	第12号	第14号
	3	社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～養田～西神中央駅前	第12・15号	第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度フ(2年目のみ タ)の額＝ウ	(定率法)ウ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	ラ＝マ＝フ
1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
計	45,000,000	11,880,000	5,940,000	0	5,940,000	8,664,180	5,940,000		5,940 千円	2,970	5,940,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				エ	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
5,940	2,970

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	1	99,000円	10%	891,000円	90%			円		
	2	99,000円	10%	891,000円	90%			円		
	3	99,000円	10%	891,000円	90%			円		
合計		297,000円		2,673,000円				円		

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
12. 普通償却限度額（△欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（△欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（△欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。